

- 平成15年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
 契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
 - 4 監査に要する費用の支払方法
 契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告提出後の精算払

熊本県告示第452号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

平成15年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 港湾名
八代港
- 2 所在
八代市建馬町3番地6号地先
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力（構造）
①	泊地	面積9,930平方メートル 水深マイナス2.0メートル
②	物揚場	延長314.5メートル
③	船揚場	延長10メートル
④	栈橋	1基
⑤	導流堤	延長154.5メートル
⑥	護岸	延長138.4メートル
⑦	ふ頭用地	面積0.6ヘクタール

4 位置図

